

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第二十四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく

職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例（平成三十年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、同項第二号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。